

令和2年 職員の給与に関する報告の概要

令和2年11月13日
大分県人事委員会

〈 今回の報告のポイント 〉

月例給の改定なし

※月例給に関する勧告を行わないのは、平成25年以来7年ぶり

1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

本委員会は、職員の給与等について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を実施

2 職員給与と民間給与との比較

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所393のうちから無作為に142事業所を抽出し、本年4月分の給与等を実地調査（完了率89.6%）

〈 月例給 〉

民間の事務・技術関係職種の従業員の給与と本県の行政職給料表適用職員の給与について、主な給与決定要素である役職段階・学歴・年齢の同じ者同士をラスパイレス方式により比較

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
357,639円	357,597円	42円(0.01%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
(比較対象職員の平均年齢は、43.0歳)

3 給与の改定

職員給与と民間給与がおおむね均衡していること、また、人事院の報告及び他の都道府県における対応等を総合的に勘案した結果、月例給の改定を行わないことが適切であると判断

(参考) 期末・勤勉手当の改定 (令和2年10月28日大分県人事委員会勧告)

年間支給月数の引下げ 4.50月分 → 4.45月分 (△0.05月分)

引下げ分については、人事院勧告に準じて期末手当を引下げ

○職員の平均年間給与例 (行政職 平均年齢42.4歳)

現行	改定後	改定額
5,843,000円	5,825,000円	△18,000円 (△0.3%)